



2018年10月

# 原産地認定についての 「文書による事前教示」のご案内

## ▶「文書による事前教示」とは…

輸入予定貨物の原産地を文書で照会し、**文書**で回答を受け取ることができる制度です。事前教示の趣旨にそぐわない次のような場合を除いて、**貨物の種類や一般特惠・EPA対象国を問わず**利用することができます。

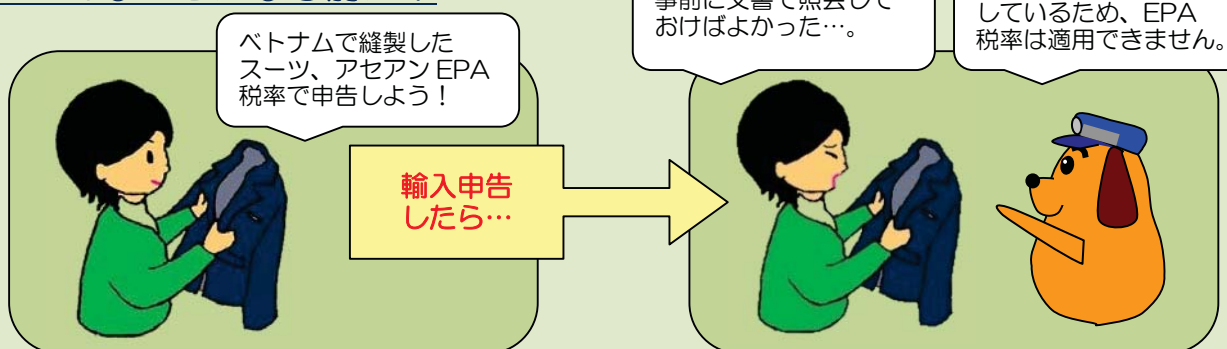
- ・照会者やその利害関係者が、照会貨物について不服申し立て又は訴訟中である場合
- ・輸入申告中の貨物についての照会である場合

## ▶「文書による事前教示」のメリット✓

- ✓**円滑な輸入通関、迅速な貨物の引き取り**を期待できます。
- ✓一般特惠税率や EPA 税率の適用可否を、**事前に**知ることができます。  
⇒原価計算の確実性を高め、販売計画を立てやすくなります。
- ✓回答内容は、3 年間、全国の税関における通関審査の際に**尊重されます**。  
(口頭照会との大きな違い！)
- ✓輸入申告書類の一部を**提出省略**できます。  
自己申告制度（日豪 EPA で採用）を利用する場合、事前教示回答書の番号を輸入申告書に記載することにより、原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び同確認書類）の提出を省略することができます。
- ✓原産地証明書の**不備に備える**ことができます。  
例えば、取得した原産地証明書に HS 番号相違等の不備があると、原則「無効」になってしまいますが、あらかじめ「文書による事前教示」を受けている場合には、有効な証明書として取り扱われます。



## ▶こんなことになる前に！



\*\*\* お気軽にお問合せください \*\*\*

### 名古屋税関 業務部 原産地調査官

〒455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 8 階  
TEL : 052-654-4205 FAX : 052-654-4184

e-mail : [nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp](mailto:nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp)

### または、名古屋税関清水税関支署 原産地調査官

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町 9-1  
TEL : 054-352-6114 FAX : 054-352-6136

e-mail : [nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp](mailto:nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp)

